



東日本大震災および原子力災害に遭われた方へ

固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減措置を受けることができます

軽減措置を受けるためには、代替家屋や代替土地が所在する都道府県や市町村での手続きが必要です。該当する方は問い合わせください。

こんなとき、固定資産税が減額されます

改修

1 高齢者等居住住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

翌年度に限り、床面積100㎡相当分の固定資産税が2/3に減額されます。

改修内容

- ①通路または出入口の拡幅
- ②階段のこう配緩和
- ③浴室の改良
- ④便所の改良
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥床の段差解消
- ⑦引き戸への取り替え
- ⑧床表面の滑り止め化

改修

2 既存住宅の省エネ改修に伴う減額措置

翌年度分に限り、床面積120㎡相当分の固定資産税が2/3に減額されます。

改修内容

- ①窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化）
 - ②天井などの断熱性を高める改修工事
 - ③床などの断熱性を高める改修工事
- ※①の工事は必須

改修

3 既存住宅の耐震改修に伴う減額措置

床面積120㎡相当分までの固定資産税が1/2に減額されます（減額期間は改修が終了した時期によって異なります）。

改修内容 昭和57年1月1日以前に建築された住宅を現行の耐震基準に適合した改修工事を行うこと

新築

4 認定長期優良住宅に対する減額措置

新たに課税される年度より5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅については7年間）の床面積120㎡相当分までの固定資産税が1/2に減額されます。

要件

- ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして、東濃建築事務所の認定を受けた住宅であること
- ②専用住宅や併用住宅であること（併用住宅については延べ床面積のうち、居住部分の割合が1/2以上であること）
- ③居住部分の床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下であること

上記1～3の場合、工事費用の要件があります。一戸当たり30万円（バリアフリー改修は、介護保険の住宅改修費などを除く）以上の場合、減額措置が受けられます。

原則として、それぞれの減額措置を同時に受けることはできません。ただし、バリアフリー改修減額と省エネ改修減額の措置は、同時に適用を受けることができます。

また、減額措置を受ける場合には、工事完了後3カ月以内に関係資料を添付の上、固定資産税減額申告書を税務課資産税係に提出してください。

■問い合わせ 税務課資産税係（内線176・177）



知っておきたい

土地・家屋に関する税金について

固 定資産税とは、毎年1月1日現在に、市内において固定資産（土地・家屋・事業用の償却資産※1）を所有する人に納めていただく税金です。固定資産税は、固定資産に対する適正な時価を算定され、固定資産を取得した翌年から課税されます。

都 市計画税とは、都市計画事業（交通施設・公園・上下水道などの公共施設の整備）や土地区画整理事業に必要な費用に充てるための税金です。都市計画法による都市計画用途地域（※2）内に所在する土地・家屋に対し、固定資産税と併せて課税されます。

平成24年度は評価替えの年で、土地の評価額は、土地の利用状況によって評価されます。基準年度

（平成24年度）の価格が3年間据え置きとなりますが、価格の据え置きが適当でない場合は、評価の修正を行っています。

家屋の評価替え

建築物などを見直し、基準年度において評価対象家屋と同程度のものを新築した場合に掛かる建築費用（再建築価格）を算出します。この価格に基準年度における経過年数に応じた補正率を乗じて評価額を算出します。評価額が前年度の価格を超える場合は、価格が据え置かれます。

税額の決定

税額は、課税標準額（※3）に税率（固定資産税1・4%、都市計画税0・3%）を乗じたものです。決定した税額は、毎年4月に送付する納税通知書で確認してください。課税明細書も併せて送付します。

ただし、同一人物が所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準合計額が、免税点【土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円】に満たない場合は、固定資産税は課税されないため、納税通知書は送付しませんのでご了承ください。

家屋調査にご協力ください

新・増築家屋の評価調査に順次お伺いしています。あらかじめ都合の良い日時をご連絡いただければ、それに合わせて訪問します。

家屋を取り壊した場合

取り壊した家屋は、翌年度から課税されません。しかし、取り壊しの確認ができなかった場合、翌年度も課税されてしまうことがあります。家屋を取り壊したときは、お早めにご連絡ください。

※1 会社や個人で工場や商店などを経営している方や駐車場・アパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械、器具、備品などをいいます。

※2 建築できる建物の種類を定めた地域のことで、法律で12種類の用途地域を定めています。大きく分けて住居系・商業系・工業系の3つがあります。例えば、住宅が集まる地域には、騒音が発生する工場や子どもの教育上問題のある風俗営業などの建物が建てられないことになっていて、その地域ごとの建物の住み分けをしています。

※3 原則として、その固定資産の1月1日現在の価格（評価額）ですが、課税の特例や税負担の調整措置の適用に該当する場合は、これらを考慮した上で課税標準額を決定します。